

一九二〇年第五回野洲村議事定例会議録
 一九二〇年第五回野洲村議事定例会主村役所議事録に
 招集レタ。

一 定招議員の次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春平	八	知範正次	五	天久盛徳
二	岸本利定	九	米須清祐	六	葛山伸太郎
三	伊佐真一	一〇	仲本正重	七	安次盛徳
四	佐藤真徳	一一	范城清吾	八	福嶺盛三
五	中山勝豊	一二	中里享助	九	葛里敏行
六	安里良朝	一三	松本利定	一〇	藤原正賢
七	阿間健郎	一四	山本朝徳		

二 不定招議員の次の通りである。

四 出席議員は定招議員と同じである。

五 欠席議員は不定招議員と同じである。

六 市町村自治法第六一條の規定により會議事件説明のため出席レ
 出席者の次の通りである。

職名	氏名	職名	氏名
村長	仲村春勝	財政課長	当山全喜
助役	安里真徳	経済	澤崎安一
収入役	仲村春松	建設	桑江良徳

七 本議会の書記の次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照尾敏

八 會議事件の次の通りである。	
議案第七号	一九二九年度首野灣村歳入歳出予算に付いて
議案第八号	一九三〇年度首野灣村歳入歳出予算認定に付いて
議案第九号	首野灣村職員給与に関する條例の一部を改訂する條例に付いて
議案第十号	首野灣村手数料及び使用料徴収條例の一部を改訂する條例
議案第十一号	首野灣村報酬及び賞金賞状の額並びにその支給方法を定める條例の一部を改訂する條例に付いて
議案第十二号	首野灣村職員定数條例の一部を改訂する條例に付いて
議案第十三号	首野灣村上水道給水條例の一部を改訂する條例に付いて
議案第十四号	首野灣村部課設置條例の一部を改訂する條例に付いて
議案第十五号	一九二九年度首野灣村上水道事業特別会計歳入歳出予算に付いて
陳情第十六号	普天間水道部(米須清池)の陳情
陳情第十七号	首野灣村体育協會の補助金交付方針陳情に付いて
陳情第十八号	首野灣村婦人會の補助金交付方針陳情に付いて
陳情第十九号	首野灣村晝夜店の補助金交付方針陳情に付いて
陳情第二十号	首野灣村雇用土地委員會の補助金交付方針陳情に付いて
陳情第二十一号	首野灣村生活改善聯合會協議會の補助金交付方針陳情に付いて
陳情第二十二号	首野灣村青年會の補助金交付方針陳情に付いて
九 議事日程の次の通りである。(書記にて朗読せしむる)	
日程第一	議案第七号
日程第二	議案第八号
日程第三	議案第九号
日程第四	議案第十号
日程第五	議案第十一号

日程第六	議案第二十号
日程第七	議案第二十一号
日程第八	議案第二十二号
日程第九	議案第二十三号
日程第十	陳情第六号
日程第十一	陳情第七号
日程第十二	陳情第八号
日程第十三	陳情第九号
日程第十四	陳情第十号
日程第十五	陳情第十一号
日程第十六	陳情第十二号
日程第十七 一九六一年度施政方針表	
10. 會議の顛末	
議長	出席十七名でありました。
	本日を持ちこたひ招集された第五回首野津村議会議会定例会を唯今期開会致しました。(午前十時四十分)
	會期にかんお諮り致しました。
11. 審議	本會期は六月九日(二十日間)持ちこたひが長かと思つた。
議長	唯今會期一杯二十日間持ちこたひの御意見でありました。御要議ありませんか。
	要議かとい呼が者あり。
	御要議がふたつございまして本會期は六月十日から六月九日(二十日間)と決定致しました。
	十七番議員の出席を報告致しました。
	會議録署名議員の決定方法にかんお諮り致しました。

大 番	會議録署名議員の議長の指名に一任の勸議を提出致します。 賛成の呼が有るあり。
議 長	會議録署名議員の議長の指名は、勸議が出たに、所定の手 成者があり、よして、勸議が成立し、これにより、 お諮り致します。勸議の通り議長指名と決定し、御異議あり 無議ありの呼が有るあり。
議 長	御異議がなければ、會議録署名議員の決定は議長指名と 致します。 大番議員安里喜朝、一々番議員当山 伸太郎の両議員 會議録署名議員と決定致します。
"	一々番議員の出席と報告致します。
"	暫休と致します(午後十時五分)
"	再開と致します(午後十時五三分)
"	日程にかゝるお諮り致します。
"	日程表の順序に進めよと申し、一々全議案工程の後 村長の施政方針発表と進めよと思っております。 無議ありの呼が有るあり。
議 長	御異議がなければ、日程表の順序に進めよと致します。
"	一々番議員の出席と報告致します。
"	日程に入りです。
"	日程第一、議案第十七号、一九六一年度首野湾村歳入歳出予算 と報告致します。
"	書記をして朗読をいたします。
"	日程第二、議案第十八号、一九六一年度首野湾村歳入歳出決算認定

用紙

議長	にハイツ上程致します。
〃	書記を以て朗読せしめます。
〃	日程第二 議案第九号 首野湾村職員給与に關する條例の一部を改訂する條例にハイツ上程致します。
〃	書記を以て朗読せしめます。
〃	日程第四 議案第二十号 首野湾村手数料及び使用料徴収條例の一部を改訂する條例にハイツ上程致します。
〃	書記を以て朗読せしめます。
〃	日程第五 議案第二十一号 首野湾村報酬及び費用弁償の額並にその支給方法を定める條例の一部を改訂する條例を上程致します。
〃	書記を以て朗読せしめます。
〃	日程第六 議案第二十二号 首野湾村職員定数條例の一部を改訂する條例にハイツ上程致します。(書記を以て朗読せしめず)
〃	日程第七 議案第二十三号 首野湾村上水道給水條例の一部を改訂する條例にハイツ上程致します。
〃	書記を以て朗読せしめます。
〃	日程第八 議案第二十四号 首野湾村部課設置條例の一部を改訂する條例にハイツ上程致します。
〃	書記を以て朗読せしめます。
〃	日程第九 議案第二十五号 一九六一年度首野湾村上水道事業特別交付金入歳出予算にハイツ上程致します。
〃	書記を以て朗読せしめます。
〃	日程第十 陳第十号 普天間水道部(米須清庵)より陳情の 旨

議長	ハイツ上程致します
"	書記を以て朗読せしめます。
"	日程第十 陳情第七号 首野湾村体育協会への補助金交付方針陳情にハイツ上程致します。(書記を以て朗読せしめます。)
"	日程第十一 陳情第八号 首野湾村婦人会への補助金交付方針陳情にハイツ上程致します
"	書記を以て朗読せしめます
"	日程第十二 陳情第九号 首野湾村遺族会への補助金交付方針陳情にハイツ上程致します
"	書記を以て朗読せしめます。
"	日程第十四 陳情第十号 首野湾村雇用土地委員会への補助金交付方針陳情にハイツ上程致します。
"	書記を以て朗読せしめます。
"	日程第十五 陳情第十一号 首野湾村生活改善連合協議会への陳情にハイツ上程致します。
"	書記を以て朗読せしめます。
"	日程第十六 陳情第十二号 首野湾村青年会への補助金交付方針陳情にハイツ上程致します。
"	書記を以て朗読せしめます。
"	以上持込の議案の上程を全部終了致します。午後二時、折川村長の施政方針発表を聞くことに致します。
"	暫休憩致します(午後一時)
"	再開致します(午後二時五十分)
"	≡ 審議員都合により早退。

議 長	日程第一七、八年度の村長の施政方針発表
〃	お願ひ致し申す。(別紙の通り)
〃	暫休憩致し申す(午後三時五分)
〃	再開致し申す(午後三時五分)
〃	本日〃の日程は、お持のり全部終了致し申す。第一日目 は、お持のり終了の様に致し申す。
〃	尚明日は、午後十時に開会するに致し申す。
〃	散会(午後三時十分)
〃	議長の挨拶
〃	書記の朗読
〃	日程第一四、五、六年度村長及び村員等土地委員会からの報告 付し、お持のり終了の様に致し申す。
〃	書記の朗読
〃	日程第一二、三、四年度村長及び村員等生活保護委員会からの 報告、お持のり終了の様に致し申す。
〃	書記の朗読
〃	日程第一六、七年度村長及び村員等青年会からの神明会 関係の報告、お持のり終了の様に致し申す。
〃	書記の朗読
〃	以上持のり全部終了の様に致し申す。第一日目 の村長の施政方針発表の通り、お持のり終了の 様に致し申す。
〃	暫休憩致し申す(午後一時)
〃	再開致し申す(午後二時十分)
〃	書記の朗読